

平成26年

第1回市議会定例会 議案第56号

函館市青少年研修センター条例の一部改正について

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青少年研修センター条例の一部を改正する条例

函館市青少年研修センター条例（平成7年函館市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条および第9条を次のように改める。

（利用料金）

第8条 使用者は、研修センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

4 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

（利用料金の不還付）

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

第15条第1項中「（昭和22年法律第67号）」および「（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」を削る。

別表中「使用料」を「利用料金」に、「

使 用 料

」
を「

利 用 料 金

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第8条第1項ただし書の規定により使用を終了した後に納めることが認められている使用料の納付については、なお従前の例による。

(提案理由)

青少年研修センターの使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとするため